

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

(1) 洪水

当町には、一宮川、瑞沢川、埴生川、長楽寺川があり、一宮川流域の時間総雨量 24 時間 640.2mm の降雨による洪水浸水想定区域図においては、各河川沿い等では 5m を超える浸水想定がされており、台風や線状降水帯の影響による大雨が続いた際、町内の店舗や工場等への浸水被害の他、道路の冠水や河川の氾濫等による通行の支障等が想定される。

(2) 土砂災害

当町においては、267箇所の土砂災害警戒区域等が指定されており、台風や線状降水帯の影響による大雨が続いた際、店舗への被害の他、人的被害、また、道路の通行止めや倒木による停電等、各種被害の発生が想定される。

(3) 地震

当町の地域防災計画の被害想定については、「東京湾北部地震」・「千葉県東方沖地震」・「三浦半島断層群による地震」について被害想定が記載されており、最大で震度 6 弱の揺れが発生することが想定されている。

最大被害の想定となる「東京湾北部地震（地震の規模：マグニチュード 7.3 震源の位置：東京湾北部 時季・風速等：冬 18 時・風速 9m を想定）」においては、物的被害としては、全壊 123 棟の被害が想定されているほか、火災による炎上出火 1 棟が想定されている。

そして、同地震発生による人的被害については、死者数 1 人、負傷者 67 人の死傷者合計 68 人が想定されている。

(4) 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、ほとんどの人が、新型ウイルスの免疫をもっていないため、世界的な大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫をもっておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(5) その他

令和元年 9 月 9 日の台風第 15 号等により、町内全域において、住家被害の一部損壊 86 件、非住家の一部損壊が 61 件という被害が発生した。

2 商工業者の状況（令和3年4月1日現在）

(1) 商工業者数 170事業所（出典：平成28年度経済センサス）

(2) 小規模事業者数 153事業所（出典：平成28年度経済センサス）

内 訳

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設業	49	46	町内に広く分散
製造業	18	12	点在
卸売業	2	0	点在
小売業	28	26	町内に広く分散
飲食業	19	19	町内に広く分散
宿泊業	1	0	町内に広く分散
サービス業	46	45	町内に広く分散
その他	7	5	点在
合 計	170	153	

3 これまでの取組

(1) 当町の取組

① 睦沢町地域防災計画の策定

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、睦沢町防災会議が作成した、「睦沢町地域防災計画」に基づき、町で必要となる災害対策を実施しているところである。この計画は、現在の災害に対する対応に即したものになるよう、災害の種類ごとに計画を策定しており、第1章 総則、第2章 予防計画、第3章 災害応急対策計画（震災対策編）、第4章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画、第5章 災害応急対策計画（風水害等対策編）、第6章 大規模事故等災害応急対策計画、第7章 災害復旧復興計画をもって構成されている。

② 防災訓練の実施

当町では、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練を毎年度実施している。

③ 防災備品の備蓄

当町では、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、食料・生活必需品等の備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備に努めている。併せて、大規模災害時における医療救護などの援助活動を実施するために必要な資機材、物資等の計画的な整備に努めている。

④ 防災施設の整備

当町では、災害時における災害緊急対応を円滑に行うため避難所等の各種防災施設の整備に努めている。

⑤ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

当町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定された行動計画を策定しており、最新の知見を取り入れ随時見直している。

(2) 当会の取組

① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知

② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④ 日本政策金融公庫や県などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤ 発災時の商工業関係被害状況調査及び情報収集

II 課題

1 当町の防災計画では、総則中、「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」において商工会が取り組むべき内容が記載されている。

その内容は、

① 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

② 国・県との連携により融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力

災害が多発している近年の状況下において被災から早期の復旧・復興を目指し、経済的な被害を最小限にとどめるためには、当町と当会の間における緊急時のより具体的な取り組みや協力体制等の構築が必要となっている。

2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築が必要となっている。

3 B C P（事業継続計画）を制定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが制定していない。

4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

2 発災後、速やかな復旧支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。

3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。

4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やBCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 町広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和3年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と協力、連携を図る。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）を支援する。
- ② BCP（事業継続計画）策定個別相談会に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けて具体的に支援する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当町担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当町と当会とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当町主催による大規模な防災訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を本計画期間中（令和4年度から令和8年度）購入する。

(7) その他

重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 当会事務局責任者は、発災後3時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。

※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。

② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当町で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする、

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身はまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役員名	人数	対応対策の内容
土睦地区	理事	3人	大まかな被害状況の把握等
瑞沢地区	理事	3人	大まかな被害状況の把握等

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当町で共有する。

(睦沢町と睦沢町商工会で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

- ④ 睦沢町と睦沢町商工会とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

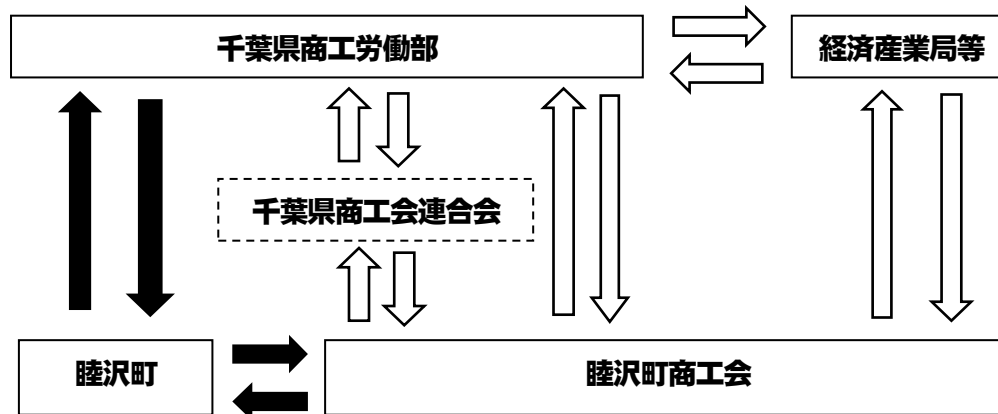
発災後～1週間	1日に2回以上共有する 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

(1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



(2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当町及び当会からの要請等に基づき、当会の役員と職員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

(3) 当町と当会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を地区ごとに組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：役員1名、職員1名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当町と当会が共有した上記の（2）及び（3）の情報は千葉県の指定する方法にて当町より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

当会による支援は次のとおりとする。

(1) 当会の会議室等を避難場所として開放する。

(2) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。

- (3) 当会の発電機等機材を貸出する。
- (4) ブルーシート等を配布する。
- (5) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について町と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- (6) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- (7) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (8) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (9) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、町の施策）の説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

- (1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- (3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- (4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- (5) 事業再建計画の策定を支援する。

6 感染症対策

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

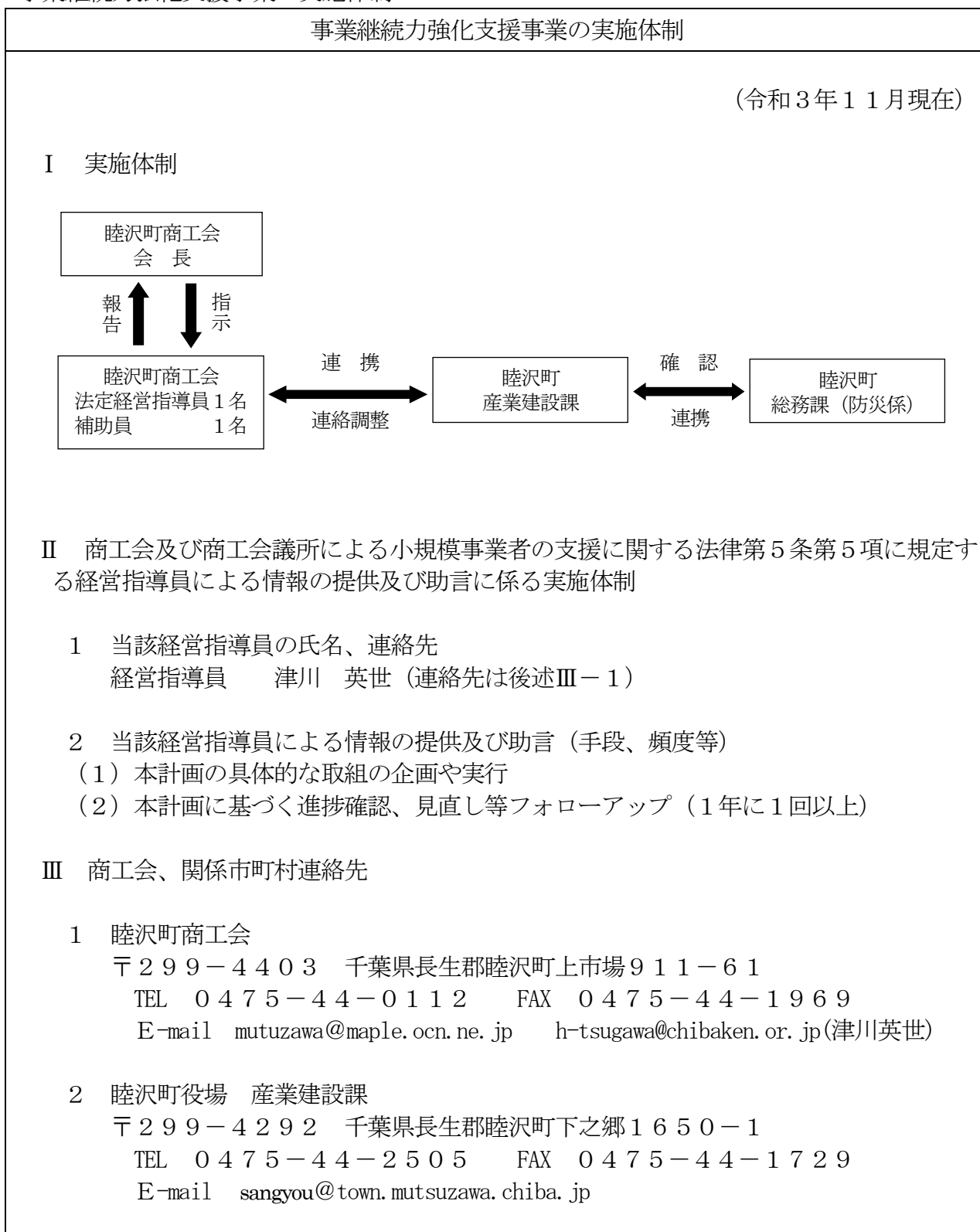
- (1) 事前の対策
 - ① Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
 - ② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
- (2) 流行時の対策
 - ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
 - ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
 - ③ 消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
 - ④ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	80	130	150	150	150
BCP策定個別相談会開催費通信費他	30	30	50	50	50
防災備品購入費	50	100	100	100	100

調達方法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、町補助金等